

相談内容

大学生活のこんなことご相談ください！



レポートをどのくらいの詳しさに書けばいいかわからず、締め切りに間に合わない

大事な約束をすっぽかしてしまう



やる事がいくつもあると
どこからやればいいのかわからない

「ちょっと変わってるね」といわれる
(普通なのに！)



友だちづくりが苦手



わからないことがあるけれど
質問していいことなのか自分では判断が難しい



車いすや松葉杖などの移動で
1人では行けない所がある



実習の作業でとても苦手なことがある



先生の声が聞き取りづらいので
情報保障をしてほしい



視力が悪く、黒板が見えない



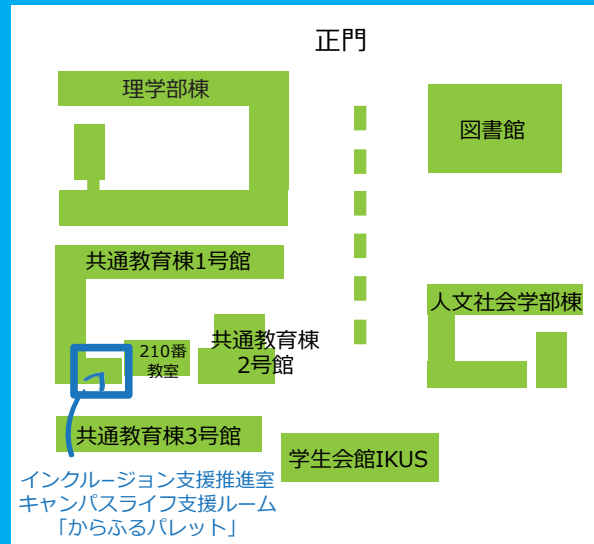
こちらまでご連絡ください。

インクルージョン支援推進室

開室時間 9:00~16:00

Tel. 088-888-8037

Mail. shugakushien@kochi-u.ac.jp



インクルージョン支援推進室
メールアドレス



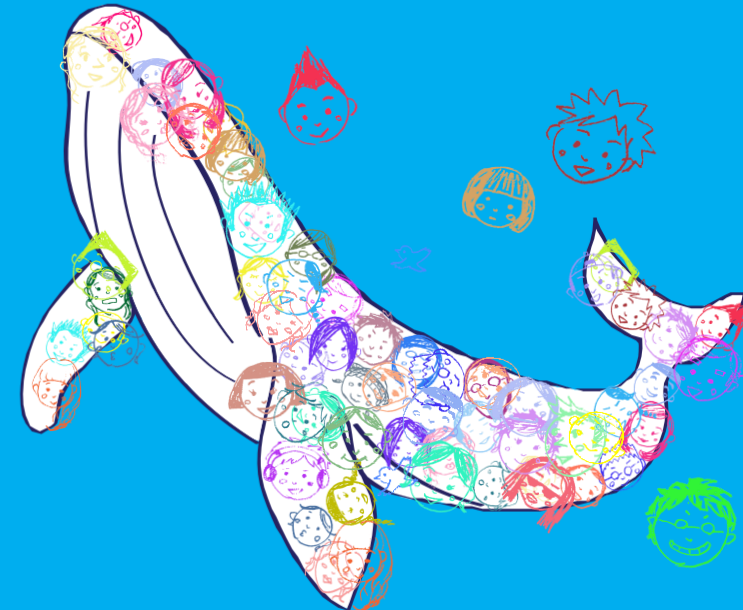
色んな人が
いいじゃない



高知大学

学生総合支援センター

インクルージョン支援推進室



キャンパスライフ支援ルーム

「からふるパレット」

共通教育棟1号館1F



「からふるパレット」は、障害のあるなしに関わらず誰でも利用できます。勉強をしたり、授業の合間にちょっと一休みしたり、お昼を食べたりして、交流することができる場所です。

「からふるパレット」の主な活動内容

- ㉓ からふるパレットカフェ：
毎月一度、お茶やコーヒーを飲みながらゲームや情報交換、ワークショップを開いています。
- ㉔ 学習活動サポート：
レポート作成、ゼミ発表準備の相談や自習スペースを用意しています。
- ㉕ 学内バリアチェック：
教職員と学生スタッフが教室環境、多目的トイレ、バリアフリー設備のチェックをしています。
- ㉖ 各種相談の窓口：
合理的配慮に関する相談だけでなく、様々な相談に関する窓口機能も担っています。適切な相談先をご紹介します。



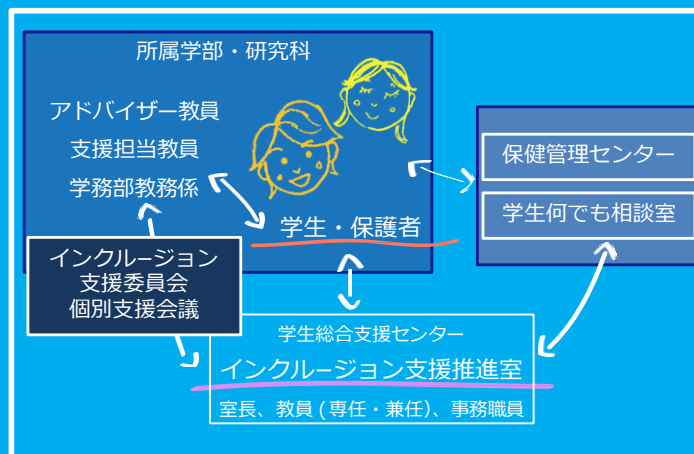
からふるパレットカフェの様子

相談の流れ

- ① 講義受講、レポート作成、定期テスト、実習、卒業論文・研究など修学場面で、困っていることや配慮してほしいことがある。
- ② 授業担当教員、学部アドバイザー教員、学務部教務係、学生何でも相談室、保健管理センター、インクルージョン支援推進室のどこかに相談してください。適切な場所につながります。
- ③ 相談内容に応じた担当者が、本人の状況や状態を確認します。その上で、どのような配慮や支援方法が適当かを一緒に考えます。
- ④ さらに、必要に応じて担当者、本人、関係教職員で話し合って、支援内容の妥当性を確認します。
- ⑤ 決定した支援内容を関係する教職員に連絡し、支援を開始します。
- ⑥ 継続的な面談を行って、支援の効果や課題を確かめます。

担当部署によって、様々な支援がありますが、“合理的配慮”の提供に関することは、主にインクルージョン支援推進室が担っています。この合理的配慮は、大学が提供する“サービス”ではなく、障害や難病等疾病、事故などを理由に修学上困難を抱えている人々にとっては提供されて当然のもので、遠慮なく相談するようにしてください。

インクルージョン支援推進室の仕事



インクルージョン支援推進室 ミッション

インクルージョン支援推進室では、学内における多様な人々の“インクルージョン”が広がるように様々なことを行っています。
ミッションの軸は2つです。

1. 個別の支援

- ✓ 障害や難病等疾病、事故などを理由に修学上困難を抱えている学生への合理的配慮について
- ✓ 修学に関するアドバイス
- ✓ レポートやスケジュール管理へのアドバイス

2. 学内のあらゆる環境の改善、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

- ✓ キャンパスの物理的環境（例：段差の解消）
- ✓ 情報アクセス環境（例：HP、シラバス、サイン）
- ✓ 制度やシステム環境（例：学内規則）
- ✓ 人々の障害に関する考え方（例：偏見、差別）

日本の高等教育に進学している障害者は、進学者のうちの1.05%だけです。世界保健機構（WHO）の推計では、障害のある人々は世界人口の10～15%だそうです。欧米の大学には約10%の障害者がいるということからも日本が立ち後れていることがわかります。インクルージョン支援推進室は大学構成員の意識向上にも取り組んでいますが、支援やキャンパス環境作りには、多くの学生の協力が必要です。

“合理的配慮”とは

障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、個別に提供されるものです。

具体的な配慮内容は、それぞれの学生の状態や修学における教育的ニーズによって異なります。配慮内容は、学生本人と大学との間で十分な話し合いと共通理解の上で決められます。国立大学法人では、差別的取り扱いの禁止と合理的配慮検討・提供が法的義務になりました（障害者差別解消法）。合理的配慮の不提供は障害者差別にあたります。